

主 文  
本件控訴を棄却する。  
当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。  
理 由

本件控訴の趣意は、弁護士鹿野琢見、同三枝三重子及び同桜井千恵子共同作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事土田義一郎作成の答弁書記載のとおりであるから、これ等を引用する。

論旨第一点の一について

〈要旨第一〉所論は、原判示第一の事実につき、被告人の行為は、正当な医療行為であるのに、これを認めなかつた原判決〈要旨第一〉決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、というのである。

よつて、按ずるに、証拠に照らすと、被告人は、産婦人科専門医師に過ぎず、本件手術当時においては、いわゆる性転向症者に対する治療行為、特に本件のような手術の必要性（医学的適応性）及び方法の医学的承認（医術的正当性）について、深い学識、考慮及び経験があつたとは認めがたい上、原判示のように、本件手術前被手術者等に対し、自ら及び精神科医等に協力を求めて、精神医学乃至心理学的な検査、一定期間の観察及び問診等による家族関係、生活史等の調査、確認をすることもなく、又正規の診療録の作成及び被手術者等の同意書の徴取をしておらず、又性転向症者に対する性転換手術を医療行為として肯定しない医学上の諸見解があつることが認められ、これ等の事実とその他被告人の捜査官に対する供述調書等諸般の関係証拠とを総合考察すると、被告人が技術的に性転換手術を施行する能力のある医師であり、一応性転向症者であると推認しうる被手術者等の積極的な依頼に基き、性転換手術の一段階として本件手術をしたものであり、性転向症者に対する性転換手術が次第に医学的にも治療行為としての意義を認められつつあるのであつて、本件手術が表見的には治療行為としての形態を備えていることを否定できない旨の原判示は、これを概ね肯認できること及び所論の縷説するところを考慮しても、被告人に被手術者等に対する性転向症治療の目的があり、被手術者等に真に本件手術を右治療のため行う必要があつて、且本件手術が右治療の方法として医学上一般に承認されているといふかについては、甚だ疑問の存するところであり、未だ本件手術を正当な医療行為と断定するに足らない。原判決が、性転向症者に対する性転換手術が法的に正当な医療行為として評価されるために、必要な条件を掲げ、本件手術が右条件に適合しない点が多いので、これを正当な医療行為として容認できない旨判示しているのは、その表現において右判示するところと稍異なるけれども、略同旨であると考えられるのであつて、正当な結論であるといふべく、その他記録を精査し、且当審における事実取調の結果を併せ検討しても、原判決に所論のような事実誤認があるとは認められない。論旨は理由がない。

同第二点の二について

所論は、原判決第一の事実につき、本件手術は、優生保護法第二八条の対象にならないのに、本件手術に同条を適用した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というのである。

〈要旨第二〉よつて、按ずるに、同条にいう手術は、同条の文理と検察官の答弁のようによつて、同条が比較的人身に対する影響〈要旨第二〉の少い優生手術でさえ、正当な理由がない限り一般的にこれを禁止していることに鑑み、身体に種々の障害を生ずるおそれの大きいいわゆる去勢手術を禁止することは、合理的な措置であるといふべきことに照らすと、所論を考慮しても、所論のように優生手術のみに限らず、原判示のように本件手術のような去勢手術をも含むものと解するのが相当であり、又同条にいう生殖を不能にすることを目的として手術……をしてはならない旨の文言を原判示のようにその手術により生殖が不能になることを認識して行えば足りる旨を解することは、文理上いささか無理があるが、本法の趣旨に鑑みれば合理的で正当な解釈であると考えられ、且被告人に右認識があつたことは明らかである。然らば、本件手術が同条の構成要件に該当するものと認定した原判決は正当であつて、所論のような法令適用の誤りがあるとは認められない。論旨は理由がない。

（その余の判決理由は省略する。）

（裁判長判事 脇田忠 判事 高橋幹男 判事 環直弥）

